

認定こども園に係る認可・認定の考え方について

※県計画から抜粋

1 認可・認定の基本的考え方について

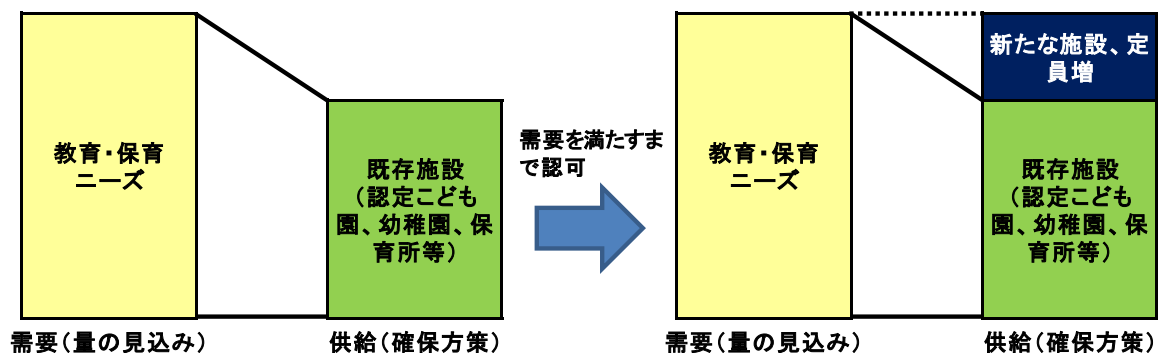
(1) 基本的考え方

各市町村が定める設定区域毎の需要（量の見込み）が、供給（確保の状況）を上回った場合は、原則として認可・認定を行います。

また、逆に需要（量の見込み）が供給（確保の状況）を下回る場合は、原則として認可・認定を行いません。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（基準を満たす場合）
 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 原則認可・認定しない

【認可・認定のイメージ図】



(2) 県計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定申請に係る需給調整

県計画は、市町村子ども・子育て会議に諮ったうえで確保方策¹が決定された市町村計画を積み上げて策定しており、計画外に認可・認定を行えば、市町村の計画的な施設整備に支障をきたす恐れがあります。

したがって、原則として認可・認定は計画に定められた確保方策に基づき行いますが、供給不足が拡大するなど状況の変化が生じている場合には、市町村と協議のうえ弾力的な対応を検討します。

2 認定こども園の普及に関する考え方

(1) 基本的考え方

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。満3歳以上の子どもについては、保護者が就労しているかどうかに関わらず受け入れることができ、保護者の就労状況や形態に関わらず、安定した教育・保育環境の提供が可能です。また、子育て支援事業を必ず行う必要があります。地

¹ 【確保方策】 将来的な需要に対して、どのような手段で供給を行っていくかという対応策。

域における子育て支援の拠点的な役割も担う施設です。したがって、本計画で定める基本的視点「1 子どもの視点に立った支援」、「2 すべての子どもや子育て家庭を支援」に合致しています。

認定こども園については、認可・認定の考え方を前提に、市町村や事業者の意向を尊重しながら、できる限り認可・認定を行います。

(2)「県計画で定める数」について

認定こども園の設置にあたっては、1 (1)に記載しているように、需要が供給を上回っており、設備や運営の基準等を満たす場合には、原則として認可・認定を行います。

しかし、需要が供給を下回っている区域においては、認可の根拠となる需要がないため、認可・認定を行うことができません。需要が供給を下回っている区域においても、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所をできる限り認可・認定していくため、次のように「県計画で定める数」を設定します。

① 視 点

- ・供給が需要を上回る地域においても、希望する幼稚園や保育所が認定こども園に移行できるようにすること。
- ・需給ギャップが拡大しないよう、必要最小限の数を設定すること。
- ・画一的ではなく、地域の実情に応じた対応を可能とすること。

② 県計画で定める数

設定区域における直近の利用定員総数²など利用実態の範囲内で移行することとして、以下のとおり設定します。

$$\text{県計画で定める数} = \text{区域の教育・保育の供給（確保方策）の総数} - \text{需要（量の見込み）の総数}$$

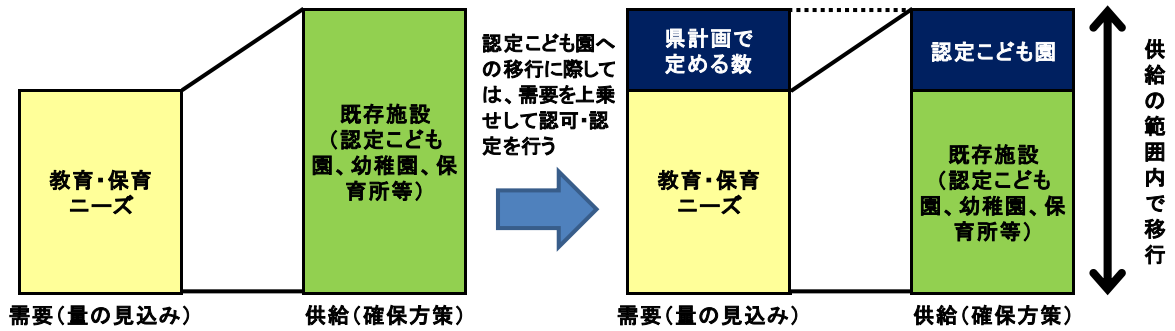
③ 留意事項

認定こども園に移行する施設の定員の設定にあたっては、利用実態を踏まえたうえで需給バランスを考慮し、実態と大きくかけ離れた数とならないように検討を行います。

また、熊本市の全区域における県計画で定める数は、熊本市が幼保連携型認定こども園の認可権限を有していることから、熊本市計画で定める数をもって、県計画で定める数とします。

² 【利用定員総数】市町村が定める認定区分（1号、2号、3号）毎の利用定員の総数

【認定こども園の認可・認定に係る需要と供給のイメージ図】



なお、実際の教育・保育のニーズや既存施設から認定こども園への移行状況を踏まえるとともに、設定区域毎の需給ギャップも視野に入れ、実情に応じて見直していきます。